

質問に対する回答

平成27年10月15日

井手町企画財政課

委託番号	7企委第5号
委託名	井手町公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備業務

質問事項	回 答
他社と共同での参加を検討していますが可能でしょうか。可能な場合、主たる事業者のみが貴町の名簿に登載されていればよろしいのでしょうか。	他社と共同での参加は不可とさせていただきます。
業務の一部を他社へ再委託することを検討していますが可能でしょうか。可能な場合、主たる受託者のみが貴町の名簿に登載されていればよろしいのでしょうか。	当該業務委託につきましては、公共施設等総合管理計画策定業務と固定資産台帳整備業務の2つの業務を一括して発注しております。従いまして、公共施設等総合管理計画策定業務及び固定資産台帳整備業務全てを他社へ再委託することは業務の一部委託ではなく、業務の全部委託と考えております。本町が使用する契約書では、業務の全部を一括して第三者に委託することを禁止しておりますので、再委託は不可とさせていただきます。
固定資産に関する各種既存台帳の保存媒体（データ、紙など）を簡潔で結構ですので教えてください。またデータ入力作業が必要な場合、その作業は貴町か受託者かどちらが行うことを想定されているのでしょうか。	各種既存台帳の保存媒体につきましては、 ①固定資産課税台帳 データ ②道路台帳 紙 ③橋梁台帳 紙 ④公園台帳 紙 ⑤上水道台帳 紙 ⑥下水道台帳 紙 ⑦財産台帳 紙 ⑧備品台帳 紙 ⑨車両台帳 データ となっております。また、データ入力作業が必要な場合は、受託者に行っていただくことを想定しております。
最終的な固定資産台帳整備の基準日は、平成28年3月31日時点で相違ないでしょうか。	基本となる平成28年3月31日時点（平成27年度）での固定資産台帳を整備し、平成28年度中の増減を反映することを想定しております。